

## 「年末調整の仕方について」

### 1、年末調整のあらまし

所得税・・・申告納税制度

給与所得・・・支払者が天引きして納付→源泉徴収制度

年末調整とは・・・年の途中で扶養親族の異動や保険料控除等の控除が行われていないことによる本来納めなければならない年税額との不一致を調整

### 2、年末調整の対象となる人

扶養控除等申告書の提出者で、給与の収入金額が 2,000 万円以下の人について行う

### 3、年末調整の準備

#### ①扶養控除等申告書

検討事項・・・控除対象配偶者、扶養親族、障害者、寡婦、寡婦、勤労学生の各種所得控除

#### ②給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書（兼用様式）

検討事項・・・配偶者特別控除、生命保険等、社会保険料、小規模企業共済の各種所得控除

#### ③住宅借入金等特別控除額

検討事項・・・住宅借入金等特別控除額（税額控除）

### 4、過不足額の清算

過納額とは・・・納め過ぎとなっている税額

不足額とは・・・納め足りない税額

納め過ぎた場合→1 2 月分納付源泉税より控除して、控除仕切れない場合は 1 月分以降の源泉税より差引控除を行う。

## 5、平成 24 年の改正点

### ①生命保険料控除

- ・新制度は平成 24 年 1 月 1 日以後に締結された生命保険契約から適用されます。
- ・「一般生命保険料控除」「個人年金保険料控除」に加え、法令で定める介護・医療保障を対象とした「介護医療保険料控除」が新設され、3 つの控除からなる制度になります。
- ・所得税における各保険料控除の適用限度額は 4 万円となり、合計適用限度額は 12 万円に変更されます

平成 23 年 12 月 31 日以前に締結した生命保険料又は個人年金保険料については従来と同じ

支払った保険料等の金額	控除額
25,000 円以下	払込保険料等の全額
25,001 円から 50,000 円まで	(払込保険料等の全額) × 1/2 + 12,500 円
50,001 円から 100,000 円まで	(払込保険料等の全額) × 1/4 + 25,000 円
100,001 円以上	一律に 50,000 円

平成 24 年 1 月 1 日以後に締結した生命保険料、介護保険料又は個人年金保険料を支払った場合

支払った保険料等の金額	控除額
20000 円以下	払込保険料等の全額
20,001 円から 40,000 円まで	(払込保険料等の全額) × 1/2 + 10,000 円
40,001 円から 80,000 円まで	(払込保険料等の全額) × 1/4 + 20,000 円
80,001 円以上	一律に 40,000 円

注) 旧制度と新制度を適用する場合、全体の適用限度額は 12 万円になります。

### ②源泉所得税の納期の特例の改正

今回の改正で「納期の特例」承認を受けている源泉徴収義務者は  
7～12 月分の給与等上記の源泉所得税の納期限が一律翌年 1/20 に改正されました。

### ③通勤手当の非課税限度額の変更

- ・自動車やバイク等で通勤する人が受ける通勤手当の非課税限度額が変わりました。
- ・今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額（最高限度：月額 10 万円）までが非課税とされる措置が廃止されました。  
これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。